

(1) 一月一日同體休業一日休了後也せん。

(2) 本月控訴書成置より別より下と九番之手書、文後之平

(3) 本月保之干與之れを、解任也。

提議者之れを、使用人夫側之れを、受取了、水法解任了。

22

①、市民新す社 (五三〇一五三〇)

乃之也、其より一系橋区加加更研

控訴之、印刷部解之 男一五五名、女二〇名

是か否 男一〇名

印刷部に控訴。

昨月十日より本月五日迄、定期同之れ、約二十四日、決

地う来たるより此之控訴 一月に於て五月十日に、社員一三十

名より解任之れと、印刷部之申、成置不取上、決之れ、新武市

外是れに對しては、三の解任、申出う有るに、由ん

印刷部之れに、執業困難より、此より決解、也之れ、由り、懇懇

之れ、新す社側之れに、店也、其より、評任、言出、成置、勸解、之れ、在

據り、之れ、同月、之れ、古々、亦、十、日、より、本社、控訴、印刷部、新す社、棟

傾、ト、令、見、解任、之れ、否、言、之れ、月、之れ、亦、信、之れ、取、決、之れ、其、案、相

當、該、之れ、否、之れ、亦、信、之れ、ト、之れ、協、成、之れ、之れ、同、日、之れ、亦、同、時、同、時

解任也。